

令和元年度名古屋市教育委員会第53号議案

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行することに伴い、区長に対する事務委任の範囲を変更します。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 2 号中「（スポーツ及びレクリエーションの振興のための事業を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則（抜すい）

改 正 案	現 行
第2条 <u>次</u> に掲げる事務は、これを区長に委任する。 (1) (略) (2) 社会教育に必要な援助その他社会教育に関する事業の実施に関すること。ただし、学校その他の教育機関が行う事業に係る事務を除く。 (3) (略)	第2条 <u>次の各号</u> に掲げる事務は、これを区長に委任する。 (1) (略) (2) 社会教育に必要な援助その他社会教育に関する事業 <u>（スポーツ及びレクリエーションの振興のための事業を含む。）</u> の実施に関すること。ただし、学校その他の教育機関が行う事業に係る事務を除く。 (3) (略)